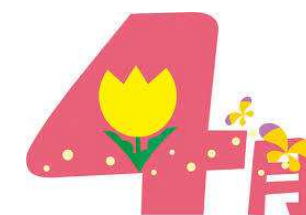


回 覧 平成30年4月15日（三股町）代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

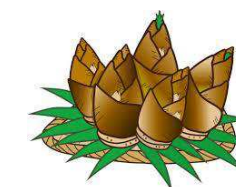
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
＜募 集＞	1～4	◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む 団体を募集します
	4	◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリア研修」の 派遣団員を募集します
＜催 し＞	5	◆「第130回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します ◆「こどもの読書週間」にイベントを行います
＜講座・教室＞	6	◆生涯学習教室「わくわく教室」の受講者を募集します
＜お知らせ＞	7	◆平成30年度の国民年金保険料をお知らせします
	8	◆軽自動車税の減免申請を受け付けています
	9	◆5月は自動車税を納める月です ◆消費生活セミナーを開催します
	10	◆犬の登録と狂犬病予防注射を実施します
	11	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	12	◆町コミュニティバス「くいまーる」の運転士を募集します ◆町中央公民館内の研修室の名称を一部変更します



【分 類】	【No.】	【内 容】
＜保健と福祉＞ （子ども）	13	◆任意予防接種費用を一部助成します
（一 般）	14	◆エクササイズクラブの夜間利用を終了します
＜農林畜産業関連＞		◆5月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします ◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています
	15	◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です ◆「緑の募金」にご協力ください
＜相 談＞	16	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	17	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています ◆町福祉・消費生活相談センターと、都城市消費生活センターでは相談を随時受け付けています。



◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む
団体を募集します

1. 備品等貸出事業

(1) 事業内容

公益的な環境美化活動に対して、備品などの貸し出しを行います。

(2) 貸し出しを行う備品など

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出場所	貸出条件など
1	2トントラック	1	町役場 都市整備課	普通自動車免許
2	軽トラック	1		普通自動車免許
3	自走式芝刈り機	1		
4	草刈り機	2		
5	作業中用の安全看板	4		
6	安全ポール(コーン、 バー)	5組		

(3) 貸出日時

- ・土曜、日曜日と国民の祝日 午前8時～午後6時
【12月29日(土)～平成31年1月3日(木)を除く】
※町の公務使用に支障がある場合は、貸し出しできません。
※次に案内する「道路等環境整備事業」「公園等環境整備協働
事業」を行う団体は、優先して使用できます。

(4) 貸し出しが可能な団体

- ・公民館などの自治会、老人クラブ
- ・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係
団体
- ・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関
係団体
- ・社会福祉協議会登録のボランティア団体
- ・特定非営利活動法人 など

(5) 使用できる活動

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設の環境美化のために
行う活動など

(6) 申し込み方法

備品を利用する **3日前までに**都市整備課に申請書を提出して
ください。貸出備品が**重複した場合は、先に申し込んだ団体を
優先**に貸し出します。

2. 道路等環境整備事業

(1) 事業内容

町道の草刈り作業と、刈り草の集草作業を行う事業。
※**次ページの図にある作業箇所を、8月までに1回目の作業を行う。
2回実施する場合は、12月までに**作業を行ってもらいます。

(2) 実施対象団体

- ① 公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ② 企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③ 特定非営利活動団体・ボランティア団体 など

(3) 奨励金

1回1区あたり10円（2回を上限とし、10万円まで支給）

(4) 申込方法

5月15日（火）までに申請書を提出してください。
※申請書は都市整備課にあります。

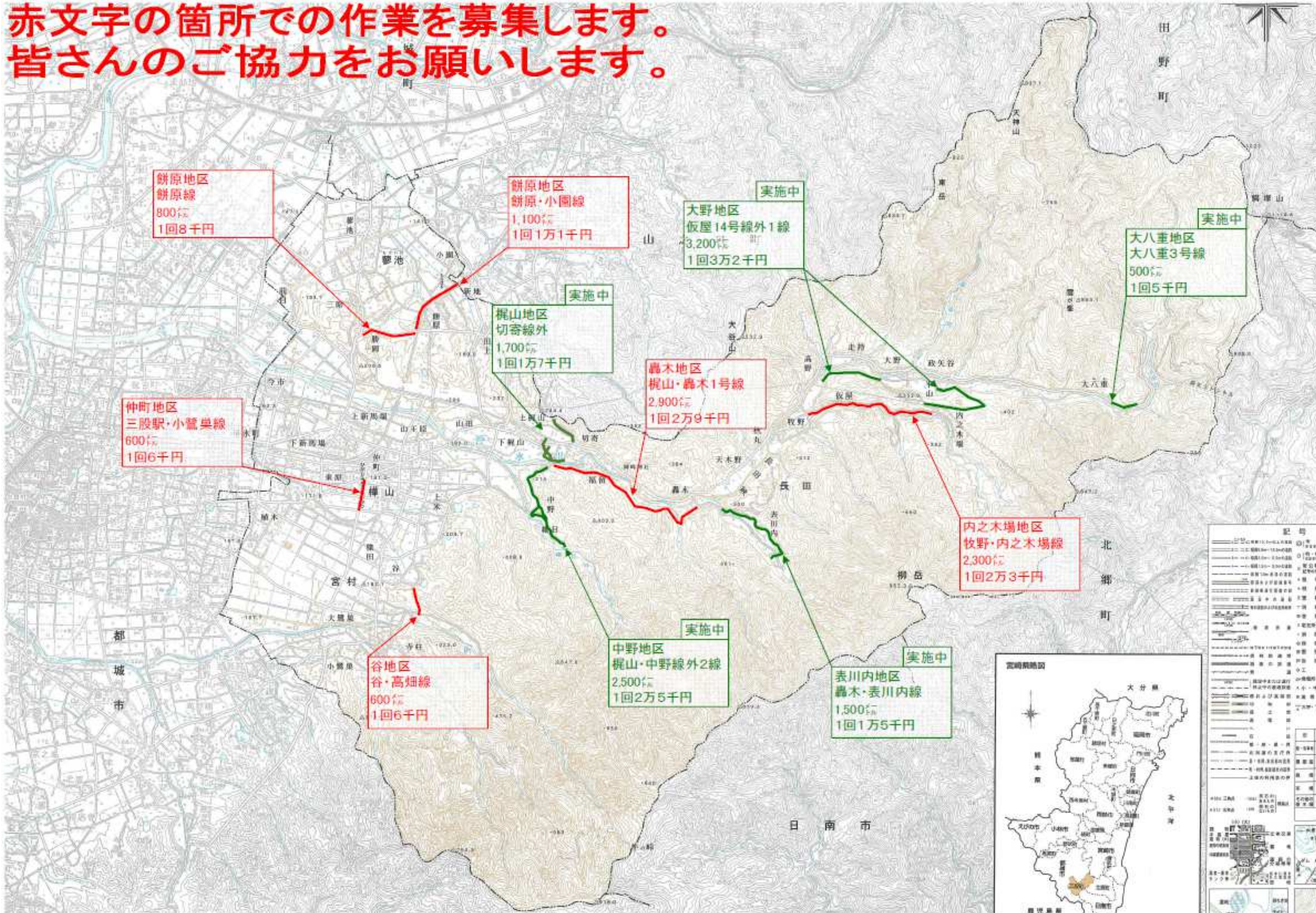
(5) 実施団体の決定

**応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市
整備課で選考します。**

※お申し込み・お問い合わせは、
都市整備課 施設管理係（2階 ⑨番窓口）
☎：52－9068（直通）をお願いします。



赤文字の箇所での作業を募集します。
皆さんのご協力をお願いします。



町民の皆さんとの協働を促進し、住民参加型の地域づくりを進めるために「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」の一環として、公園等環境整備協働備事業に取り組む団体を募集します。

(1) 事業内容

小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業を行う事業。
(集めた草はごみ袋で燃やせるごみとして出してください)

※次ページの図にある公園を、原則として年7回（4月から11月まで毎月）作業を行います。

（2）实施对象団体

- ① 公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
- ② 企業（工場周辺の企業職員による作業）
- ③ 特定非営利活動団体・ボランティア団体 など

(3) 奨励金

ページ No. 4 に記載している「公園等環境整備協働事業対象公園一覧表」で確認ください。

(4) 申込方法

5月15日（火）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

(5) 実施団体の決定

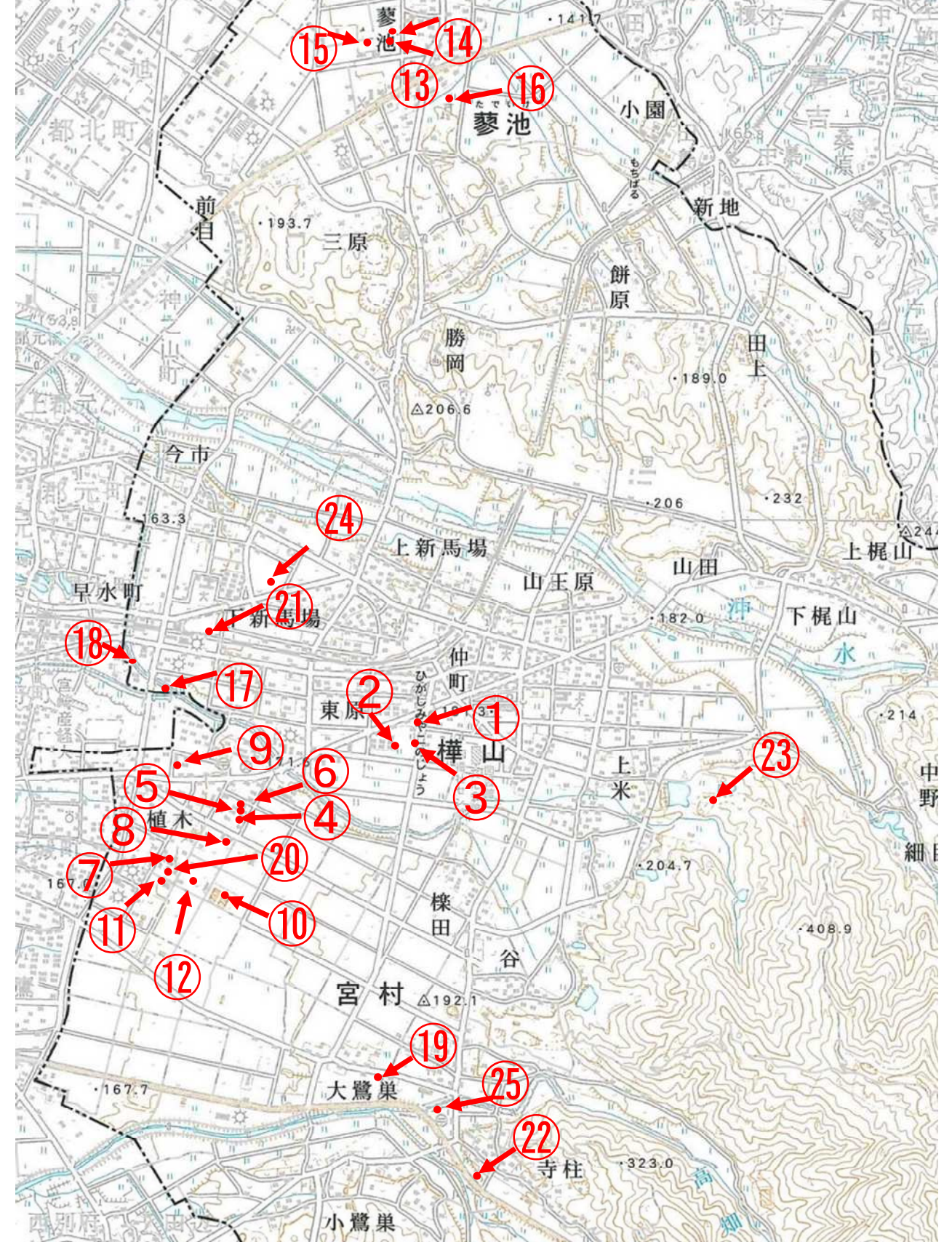
応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を町都市整備課で選考します。



※お申し込み・お問い合わせは、
都市整備課 施設管理係（2階 ⑨番窓口）
☎：52-9068（直通）をお願いします。

＜公園等環境整備協働事業の作業箇所図＞

下図の公園での作業を募集します。
皆さんのご協力をお願いします。



公園等環境整備協働事業対象公園一覧表

番号	名 称	所 在 地	面積 ㎡	活動奨励金 (1回当たりの単価)円	備考
1	五 本 松 小 公 園	三股町五本松17-1	824	6,600	
2	西 五 本 松 公 園	〃 大字樺山3276-11	148	1,600	
3	も み の 木 小 公 園	〃 大字樺山3314-7	559	4,500	
4	植 木 小 公 園 1 号	〃 大字樺山1852-41	414	3,300	草刈実施中
5	植 木 小 公 園 2 号	〃 大字樺山1870-13	414	3,300	草刈実施中
6	植 木 小 公 園 3 号	〃 大字樺山1877-18	293	2,300	草刈実施中
7	植 木 小 公 園 4 号	〃 大字宮村2918-7	265	2,100	
8	植 木 小 公 園 5 号	〃 大字宮村3006-16	133	1,600	
9	植 木 小 公 園 6 号	〃 大字樺山1923-30	93	1,600	
10	植 木 小 公 園 7 号	〃 大字宮村3034-61	616	4,900	
11	植 木 小 公 園 8 号	〃 大字宮村2789-30	454	3,600	
12	植 木 南 小 公 園	〃 大字宮村2785-5	333	2,700	
13	蓼 池 小 公 園 1 号	〃 大字蓼池3717-9	153	1,600	草刈実施中
14	蓼 池 小 公 園 2 号	〃 大字蓼池3850-18	136	1,600	草刈実施中
15	蓼 池 小 公 園 3 号	〃 大字蓼池3720-10	109	1,600	草刈実施中
16	三 本 松 小 公 園	〃 大字蓼池3528-15	109	1,600	草刈実施中
17	稗 田 小 公 園	〃 稗田62-1	785	6,300	草刈実施中
18	都 三 小 公 園	〃 稗田57-3	399	3,200	草刈実施中
19	大 鷲 巢 小 公 園	〃 大字宮村1876-17	112	1,600	
20	や ま と 小 公 園	〃 大字宮村2918-49	182	1,600	
21	中 原 小 公 園	〃 大字樺山5036-85	900	7,200	草刈実施中
22	眺 霧 台 小 公 園	〃 大字宮村1201-22	282	2,300	草刈実施中
23	上 米 公 園 城 跡 広 場	〃 大字樺山115-3	630	5,000	草刈実施中
24	中 原 児 童 公 園	三股町五本松17-1	2,500	20,000	
25	一 町 田 公 園	〃 大字樺山3276-11	250	2,000	

◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリア研修」の派遣団員を募集します

「三股町ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業」の派遣団員を募集します。
派遣先は次の二箇所です。

研 修 名	①鹿児島県・沖永良部島研修	②オーストラリア研修
派 遣 先	鹿児島県 沖永良部島 (交通手段： <u>往復フェリー利用</u>)	オーストラリア クイーンズランド州ブリスベン
派 遣 期 間	8月1日(水) ～8月7日(火)【予定】	7月28日(土) ～8月6日(月)【予定】
	■正式に決定次第、中央公民館・町体育館などに募集ポスターを掲示します。	
活 動 内 容	文化学習、体験学習、自然体験、 視察、交流など	ホームステイ、現地学校での英語 研修、交流活動および事後報告会 など
参 加 資 格	町内各小学校の6年生	町内に住所がある中学生
募 集 人 員	30人(申し込み多数の場合は抽 選で決定します)	6人程度(作文、面接などによる 選考で決定します)
参 加 費	1人当たり 2万7,000円 	1人当たり15万円程度 ※燃油サーチャージ高騰の場合、 追加徴収あり ☆パスポート発行手数料、ビザ取 得手数料、海外旅行損害保険料 が別途必要です。
申 込 期 間	4月27日(金)まで	4月25日(水)まで
そ の 他	※日程や参加費などは変更になる場合があります。	

※お問い合わせは、
沖永良部島研修・・・教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
☎：52-9311
オーストラリア研修・・・教育課 学校教育係（町中央公民館内）
☎：52-9314
をお願いします。



◆「第130回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	4月22日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今月も皆さんに楽しんでもらえるイベントを企画中です！

もちろん、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品もたくさん販売されます。さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

★詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

◎ 町物産館「よかもんや」オープン9周年記念イベント
「お菓子と器のマーケット」開催決定！

期 日	4月29日（日・祝） ※雨天でも実施します 店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前10時～午後3時まで
場 所	町物産館「よかもんや」（JR三股駅東隣）

4月16日で9周年を迎える「よかもんや」が、日頃のご愛好と感謝を込めて、皆さんに喜んでいただけるようなイベントを開催します。

イートインブース、お菓子屋さん5店、陶器の作り手さん3人を迎えた、作り手さんとの会話を楽しみながらお買い物ができる、記憶に残るアットホームなマーケットです。皆さんのお越しをお待ちしております。先着限定プレゼントやオリジナルスイーツの販売も行います。

同日開催の「早馬まつり」で奉納される『ジャンカン馬』もやってきます！

★詳細は、チラシまたは、「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

■主催 町物産館「よかもんや」

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131

または、町物産館「よかもんや」の公式サイト
『<http://mimatan.com>』 にお願ひします。



◆「こどもの読書週間」にイベントを行います



4月23日（月）～5月12日（土）は、「こどもの読書週間」です。期間中、町立図書館では次のイベントを行いますので、たくさんのご来館をお待ちしています。

◎展示「本といっしょにおおきな～れ」…4月19日（木）～5月15日（火）
「本といっしょに成長を。」

子どもの成長に合わせた本の展示紹介をいたします。

◎「こどものためのとしょかん寄席」…4月22日（日）

①午前11時～正午 ②午後2時30分～3時30分

会場：多目的ルーム（学習室）

たった一人で全ての登場人物を演じる落語に触れてみよう。

古典落語「じゅげむ」「ほりのうち」「ひらばやし」などをアマチュア落語家の柱 大輔さんと柱 黒まろさんが演じます。

※観覧を希望する人は、図書館窓口までお問い合わせください。電話での予約もできます。☎：51-3200

◎「かしだし体験」…4月24日（火）～5月12日（土）

小学生以下の子どもを対象に「かしだし体験」を行います。参加者には、手作りのしおりをプレゼントします。

◎「いちにち図書館員」…4月28日（土） 午前9時30分～11時

図書館のエプロンを着けて、図書館の仕事を体験してみませんか？

小学4年生～高校生を対象に、定員4人まで募集します。参加を希望する人は、図書館窓口へお申し込みください。

参加受付は4月26日（木）までです（定員になり次第締め切ります）。

◎15th 小さな音楽会「おはなしと音楽のコンサート2018」…5月13日（日）

午後2時開演 会場：町立文化会館

今年で15回目となる、絵本と音楽のコラボレーションです。みんなで楽しい時間を過ごしましょう。

※入場には、0歳から整理券が必要です。町立図書館窓口で4月19日（木）から配布します。電話予約も受け付けます。☎：51-3200

皆さんの仲間づくりと学びの心を応援します！

生涯学習教室「わくわく教室」の受講生を募集します

中央公民館や地区分館で、各種生涯学習教室を開講します。受講を希望する人は、町中央公民館に備え付けの申込書に必要事項を記入して、直接お申し込みください。

※ 各教室で、教材費などの個人負担があります。 ※ 教室は6月から開始します。

※ 受講希望者が10人未満の教室は開講できません。

※ 定員がある場合は、申し込み先着順となります。

開催場所	No.
教室名	
教室の内容	
対象者	
定員	
開催日	
実施回数	
講師氏名	

● 受講料
2,500円／年（2時間コース×10回または、1時間コース×20回）
ただし、『誰でも簡単おうちパン教室』は、2時間コース×5回のため1,250円となります。
※途中脱退しても、受講料は返却できません。

● 申込受付
5月7日（月）まで

● お申し込み・お問い合わせ先
教育委員会教育課 生涯学習係（中央公民館内）
☎：52-9311



中央公民館	No. 1
誰でも簡単おうちパン教室	
フライパンやトースターで焼く手軽にできるパンづくり	
成人男女※親子の参加も可能	
10人	
毎月第1火曜	10：00～12：00
5回	
杉尾 杏香	先生

中央公民館	No. 2
韓国家庭料理教室	
キムチチゲ、チヂミなどの韓国料理作り	
成人男女	
なし	
毎月第1・3金曜	10：00～12：00
10回	
田代 明子	先生

中央公民館	No. 3
韓国語教室	
韓国語の読み書き・発音などの基礎学習	
中学生から高齢者まで	
なし	
毎月第2・4水曜	19：00～21：00
10回	
金 泰潤	先生

小倉邸 ※早馬神社近くの古民家	No. 19
和布小物作り教室	
和布を使った小物作り	
成人男女	
10人	
毎月第2木曜	14：00～16：00
10回	
東馬場 エイ子	先生

中央公民館	No. 20
アートフラワー教室	
コサージュやブークなどを作ります	
成人女性	
なし	
毎月第1・3火曜	10：00～12：00
10回	
中西 郁子	先生

第3地区分館	No. 21
竹細工教室	
竹を使った竹製品づくりに挑戦!!	
成人男女	
15人	
毎月第1・3木曜	13：00～15：00
10回	
酒井 國雄	先生

第8地区分館	No. 4
キッズフラダンス教室	
子どもを対象にしたフラダンス教室	
幼児～小学生	
なし	
毎週土曜	15：30～16：30
20回	
川崎 一枝	先生

勝岡小学校	No. 5
新体操教室	
新体操を通して、柔軟性やリズム感・表現力を高めます	
幼児～小学生	
なし	
毎月第1・3火曜	17：00～18：00
10回	
堀 小百合	先生

中央公民館	No. 6
楽しいセットダンス教室	
4人以上の組で踊る楽しいダンス	
成人男女	
なし	
毎月第1木曜	10：00～12：00
10回	
梁沢 博子	先生

中央公民館	No. 22
手編教室	
手編みの基礎からセーターやカーディガンの製作まで	
成人男女	
なし	
毎月第2・4火曜	10：00～12：00
10回	
下石 加津代	先生

中央公民館	No. 23
和紙人形教室	
和紙を使って立体的な人形を作ります	
成人女性	
なし	
毎月第1・3木曜	13：30～15：30
10回	
榎木 あい子	先生

第7地区分館	No. 24
絵手紙教室	
季節の旬の野菜、花などを題材に葉書や巻紙に描きます	
成人男女	
12人	
毎月第1・3水曜	10：00～12：00
10回	
本田 裕子	先生

中央公民館	No. 7
自己整体教室	
呼吸法や柔軟性を身につけます	
成人男女	
20人	
毎月第2・4木曜	10：00～12：00
10回	
有馬 八重子	先生

第1地区分館	No. 8
いきいき・わくわく・リズムダンス教室	
音楽に合わせたリズムダンス	
中学生から高齢者まで	
15人	
毎月第1・3土曜	10：00～12：00
10回	
井上 陽子	先生

第7地区分館	No. 9
太極拳教室	
ゆっくりした動きで体カづくりになります!!	
成人男女	
なし	
毎月第2・4火曜	13：30～15：30
10回	
花田 いく子	先生

中央公民館	No. 25
アロマ&ハーブ香りの教室	
アロマとハーブの基礎知識の学習クラフト作り	
成人男女	
なし	
毎月第2・4水曜	13：30～15：30
10回	
中尾 まり子	先生

第7地区分館	No. 26
書道教室	
書道入門から作品制作へ	
成人男女	
なし	
毎月第2・4木曜	13：00～15：00
10回	
大西 麻美	先生

中央公民館	No. 27
押花教室	
自然の花や野草を使って押花の作品を作ります	
成人男女	
20人	
毎月第1・3火曜	10：00～12：00
10回	
岩崎 壽子	先生

第8地区分館	No. 10
3Bロコモ体操教室	
用具を使って音楽に合わせた健康体操	
成人女性	
なし	
毎月第2・4火曜	13：00～15：00
10回	
山下 みづほ	先生

第8地区分館	No. 11
ストレッチ&リズムウォーキング教室	
ストレッチなどを取り入れたトレーニング	
成人男女	
なし	
毎週水曜	14：00～15：00
20回	
久保 菜生	先生

第9地区分館	No. 12
健康教室	
レクリエーションダンス、ストレッチ体操など	
成人男女	
なし	
毎月第1・3水曜	10：00～11：00
20回	
月野 一美	先生

中央公民館	No. 28
みまた吟道会(詩吟教室)	
詩吟を学ぼう!! 初心者大歓迎!!	
年齢制限なし	
なし	
毎月第1・3火曜	14：00～16：00
10回	
小山田 信輔	先生

中央公民館	No. 29
わくわくきもの着付け教室	
着物を通して日本文化を体験!!	
中学生以上※親子の参加も可能	
なし	
毎月第2・4金曜	19：00～21：00
10回	
永野 朱美	先生

森木集落センター	No. 30
長田おどろ会(舞踊教室)	
日本舞踊教室 初心者大歓迎!!	
成人女性	
なし	
毎月第1・3木曜	20：00～22：00
10回	
水元 弘晃	先生

中央公民館	No. 13
ウクレレ教室	
演奏と歌の基礎からテクニックまで	
成人男女	
なし	
毎月第2・4月曜	14：30～16：30
10回	
永田 年生	先生

中央公民館	No. 14
クラシックギター教室	
ギター奏法の基礎から学べます	
成人男女	
15人	
毎月第1・3木曜	14：00～16：00
10回	
有川 祐三	先生

第6地区分館	No. 15
大正琴教室	
大正琴の奏法の基礎から学べます	
年齢制限なし	
15人	
毎月第1・3水曜	13：30～15：30
10回	
高橋 フヂ子	先生

第5地区分館	No. 16
5地区カラオケ教室	
カラオケレッスン	
成人男女	
なし	
毎月第1・3金曜	19：30～21：30
10回	
寺尾 義二郎	先生

第6地区分館	No. 17
第6地区歌謡教室	
カラオケレッスン	
年齢制限なし	
なし	
毎月第1・3水曜	20：00～22：00
10回	
岡元 常信	先生

第8地区分館	No. 18
いきいき歌声教室	
腹式呼吸と声帯のストレッチで代謝&声量アップ!! (カラオケレッスン付)	
成人男女	
なし	
毎月第1・3火曜	13：30～15：30
10回	
野口 香織	先生

◆ 平成30年度の国民年金保険料をお知らせします

平成30年度の国民年金保険料額は月額1万6,340円です。
(平成31年度の国民年金保険料額は月額1万6,410円)

まとめて払えば、保険料が割引されます。



*** 国民年金保険料 納付額比較《平成30年度4月時点》 ***

	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、 翌月末振替の口座振替)	1万6,340円	—	9万8,040円	—	19万6,080円	—	39万3,000円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	1万6,290円	50円	9万7,740円	300円	19万5,480円	600円	39万1,800円	1,200円
6カ月前納 (現金納付)	—	—	9万7,240円	800円	19万4,480円	1,600円	—	—
6カ月前納 (口座納付)	—	—	9万6,930円	1,110円	19万3,860円	2,220円	—	—
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	19万2,600円	3,480円	—	—
1年前納 (口座納付)	—	—	—	—	19万1,970円	4,110円	—	現金やクレジットカード の2年前納での割引額
2年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	37万8,580円	1万4,420円
2年前納 (口座納付)	—	—	—	—	—	—	37万7,350円	1万5,650円

注) 口座振替およびクレジットカード納付による金額です。【前納の新規申込みは2月末で受付を終了しました。】

* クレジットカード納付による納付額は
《現金納付》と同額になります。

ただし、現金での納付は可能です。(納付書:30万円を越える納付書は金融機関で納めていただく必要があります。)
(平成30年4月から平成32年3月分までの前納をご希望の人は4月25日までに、③番窓口でご相談ください。)

口座振替の2年前納
での割引額

また、4月26日以降5月1日までに2年前納の申込をご希望の人は都城年金事務所へご相談ください。

※お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)
☎:52-9631(直通)をお願いします。

◆ 軽自動車税の減免申請を受け付けています

◎減免申請の受付期間は、
5月31日（木）までです。
※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。また、**申請手続きは受付期間中のみ**となりますので、ご注意ください。

■申請のときに準備するもの

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入で、減免申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。
個人番号確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。

本人（納税義務者）が申請する場合	・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合	上のカードまたは証明書などの写し ※注意…代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

※法人番号を記載する場合は、番号確認・本人確認は不要です。

②障害などを証明するもの

（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

③運転免許証（申請対象の軽自動車などを運転する人の分）

④車検証

⑤印かん（認め印可）

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

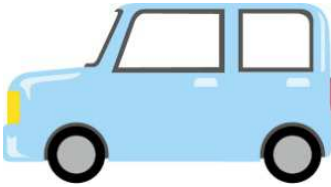
■軽自動車税の減免対象となる車

次の①～④のいずれかに該当する場合、
軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義（納税義務者）	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	_____
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所もしくは仕事のために継続して運転する場合
③	身体障害者などまたは身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などと生計を同じくする人	次のア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所もしくは仕事のために継続して運転する場合 ア) 身体障害者などで18歳未満の人 イ) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など（身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る）の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合

- 所有者名義とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。
- 「身体障害者など」は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する手帳の交付を受けた人のことをいいます。
- ①～④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、あらかじめご相談ください。
- 減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、
都城県税・総務事務所 ☎：23-4516
☆軽自動車税の減免申請に関するお問い合わせは、
税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9638（直通）をお願いします。



◆ 5月 は自動車税を納める月です

自動車税は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

自動車をお持ちの人（法人を含む）は、5月31日（木）までに自動車税を納めてください。

納付は、金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアのほか、インターネット環境があればクレジットカードを利用して納めることもできます。また、平成30年度からスマートフォンのアプリを使用した納付も可能になりました（詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください）。

5月中旬までに納税通知書が届かない場合は、近くの県税・総務事務所までご連絡ください。

なお、障害がある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請すれば、自動車税が減免される場合がありますので、早めにご連絡ください（詳しくは前ページでご確認ください）。



※お問い合わせは、
都城県税・総務事務所
☎：23－4589 をお願いします。

◆ 消費生活セミナー開催のご案内

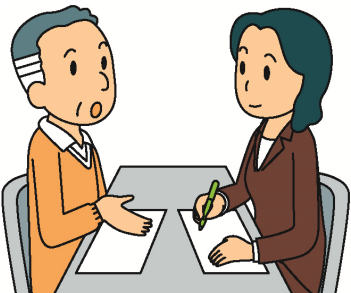
町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

1. 日時・場所＝

日 時	場 所	テーマ	定員	申込期間
5月27日（日） 午前10時～正午	五十市地区公民館	相続と贈与の 基礎知識	20	要予約 （各開催日の 1カ月前より 受付可）
7月29日（日） 午前10時～正午	町総合福祉センター （元気の杜）	終活について	20	
8月26日（日） 午前10時～正午	市コミュニティーセ ンター	子どもにかか るお金	20	
10月28日（日） 午前10時～正午	町総合福祉センター （元気の杜）	マイホームと 住宅ローン	20	
1月27日（日） 午前10時～正午	祝吉地区公民館	老後の暮らし とお金	20	

2. 受講料＝

無料です。



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52－0999

都城市消費生活センター ☎：23－7154

をお願いします。

◆ イヌの登録と狂犬病予防注射を実施します

イヌの所有者には、イヌの生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。次の日程で集合注射を行いますので、お近くの地区で受けてください。

☆当日都合のつかない人は、他の地区や動物病院で予防注射を受けてください。
☆病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院にご相談ください。

○対象となるイヌ

- 生後3カ月以上のイヌ
 - 今年になって、狂犬病予防注射を受けていないイヌ
- ※予防注射は年に1回の接種が必要です。



- 登録料・・・1頭当たり **3,000円** (生涯1回)
○注射料・・・1頭当たり **3,000円** (年1回)
(狂犬病予防注射料 2,450円 注射済票交付手数料 550円)

- * 釣り銭が出ないように準備してください。
- * イヌをしつけられる人が連れてきてください。
- * 興奮して注射が困難なイヌは、動物病院での接種をおすすめします。

※狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。
料金は同じく3,000円です。

☆ 飼い主の皆さんにお願い ☆

- イヌの場合は、環境保全係まで連絡をください。
- 飼っているイヌが死亡したとき
 - 飼っているイヌの住所などが変更となった場合
 - イヌの飼い主などが変更になった場合



■ 集合注射日程表

日程	時 間		場 所	対象地区
5 / 9 (水)	午前	9時～9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時～10時40分	第6地区分館	勝岡・三原
		11時～11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分～2時	第4地区分館	梶山
		2時20分～2時40分	田上集落センター	田上
		3時～3時20分	餅原営農研修館	餅原
5 / 10 (木)	午前	9時～10時	第7地区分館	上新・下新
		10時20分～11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分～2時10分	第8地区分館	東原・稗田
		2時30分～3時30分	第9地区分館	植木
5 / 11 (金)	午前	9時～9時20分	大野集落センター	大野 大八重
		9時40分～10時	第5地区分館	仮屋 内ノ木場
		10時20分～10時40分	轟木精米所	轟木
		11時～11時40分	第2地区分館	上米・中米
	午後	1時30分～2時	第3地区分館	3地区全域
		2時20分～2時40分	櫟田営農集落館	櫟田・谷
		3時～4時	町体育館	山王原・仲町

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ⑨番窓口）
☎：52-9082（直通）にお願いします。



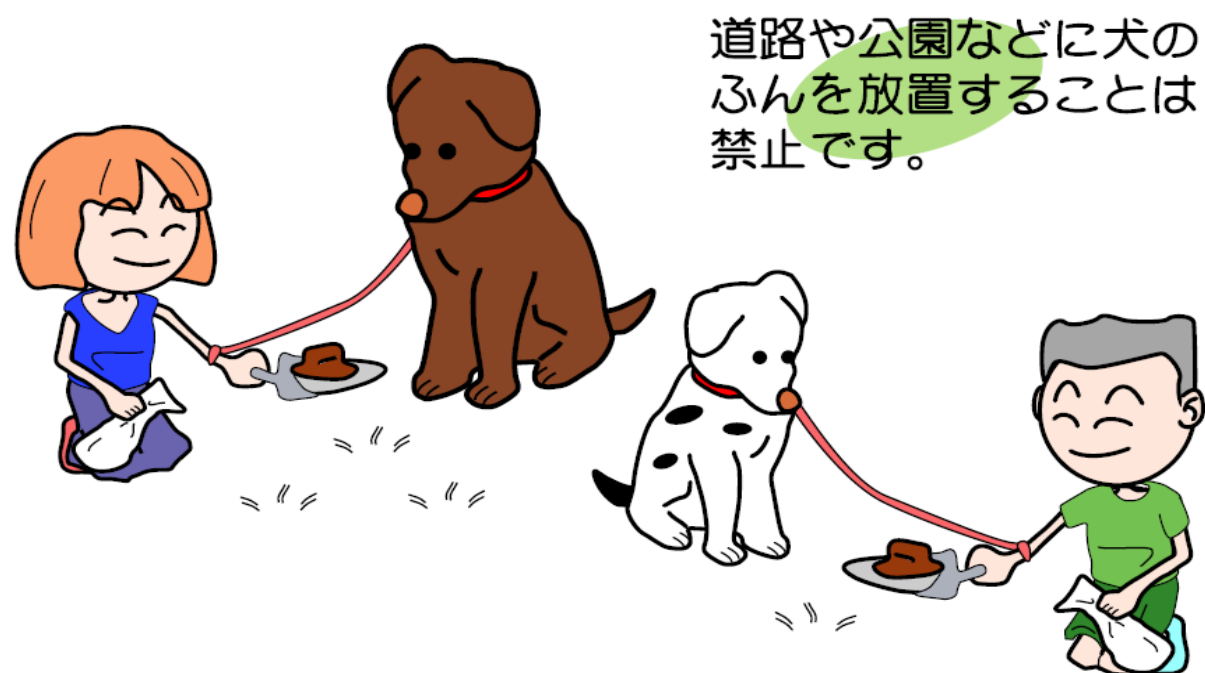
◆ イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットの**ふんや無駄吠えなどの苦情や相談**が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

イヌのふんは飼い主の責任で

持ち帰りましょう！



道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあれば、大変迷惑で不快な思いをします。またイヌのふんは寄生虫の卵や、いろいろなばい菌を持っていることがあります、大変不衛生です。

- 運動や散歩のときは、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレットペーパーなどをいつも持ち歩きましょう。
- イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝などにイヌを放す人が増えています。自宅や散歩中にイヌを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。飼い主として、また、愛犬家として絶対にやめましょう！

《ネコの飼い方のお願い》

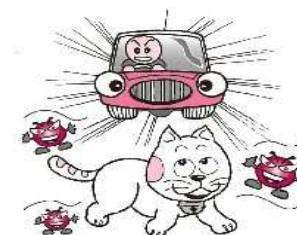
①ネコは**室内**で飼うように努めましょう！



②飼いネコには**首輪・名札**を付けましょう！



❗ 屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱい！



❗ よその家の庭で**ふん**をしたり、花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けるなど、**近所の迷惑**にもなります！



また、野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない**無責任な行為**は、結果的に野良ネコをどんどん増やすことになります。近所迷惑であるだけでなく、**交通事故、病気や虐待**などで死亡する**不幸なネコを増やしてしまう**ことになります。

飼い主は、人と動物がうまく暮らしていくためにも、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ⑨番窓口）
☎：52－9082（直通）をお願いします。



◆ 町コミュニティバス「くいまーる」の運転士を募集します

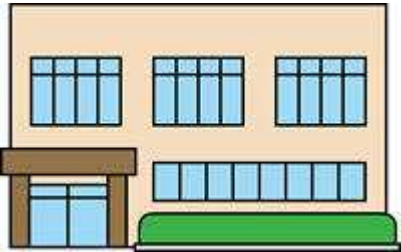
業 務 内 容	コミュニティバス、スクールバスの運転業務ほか
募 集 人 員	1人
応 募 条 件	・年齢：62歳まで ・大型2種免許取得者 ※過去1年間に免許停止処分を受けていない人
雇 用 期 間	採用の日～平成31年3月31日まで ※勤務態度により更新あり
勤 務 地	町コミュニティバス事務所および町内
勤 務 時 間	勤務交代制（午前6時～午後8時30分の間）
賃 金	時給1,050円※賞与・交通費支給なし
福 利 厚 生	社会保険、雇用保険、労災保険あり
必 要 書 類	①履歴書 ②運転免許証のコピー ③過去5年分の運転記録証明書（運転免許センターにて発行）
申 込 先	町役場総務課 行政係
申 込 締 切	5月15日（火）
選 考 方 法	書類審査・面接

※お問い合わせ・お申し込みは、
総務課 行政係
☎：52－1112（FAX 52－4944）にお願いします。
（受付時間：月曜～金曜の午前9時～午後5時）

◆ 町中央公民館内の研修室の名称を一部変更します

4月1日から、町中央公民館内の研修室の名称を一部変更します。
名称の新旧一覧表は次のとおりです。
なお、室内の内装・備品などは変更ありませんので、従来どおりご利用可能です。

施設階	新名称	旧名称	備考
2階	第1研修室	第1研修室	ピアノあり
2階	第2研修室	第2研修室	
2階	中会議室	視聴覚室	
2階	和室	第4研修室	和室（たたみ）
2階	小会議室	小会議室	
2階	調理室	調理室	調理設備あり
1階	第3研修室	第3研修室	



※お問い合わせは、
教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
☎：52－9311 にお願いします。

◆ 任意予防接種費用を一部助成します

本町では、ロタウイルス胃腸炎・おたふくかぜの予防のため、協力医療機関で受けるロタウイルスワクチン・おたふくかぜワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。
(任意接種)とは、予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の希望により接種するものです。

助成額及び接種対象期間

ワクチン名	助 成 額	接種対象期間
ロタリックス	1万500円を2回	生後6週～生後24週0日
ロタテック	7,000円を3回	生後6週～生後32週0日
おたふくかぜ ワクチン	対象年齢で1回2,500円	1期：1歳～2歳の誕生日の前日 2期：5歳～7歳未満 (小学校就学前1年間)

○ロタウイルスワクチンの接種内容

《接種期間・接種対象》

ロタリックス1価

生後6週から初回接種を開始し、2回目は4週間以上の間隔を空けて生後24週0日までに完了する。

ロタテック5価

生後6週から初回接種を開始し、2回目、3回目は4週間以上の間隔を空けて生後32週0日までに完了する。

※どちらのワクチンも1回目はできるだけ生後14週6日までに受けましょう。

(ロタワクチンの場合は、生まれた日を0日として数えます)

※ロタウイルスワクチンは生ワクチンのため、接種後に4週間以上の間隔を空けなければ次のワクチンを接種できません。接種を希望する人は、早めにスケジュールを組んで余裕を持って接種しましょう。

○おたふくかぜワクチンの接種内容

《接種期間・接種対象者》

1期 1歳～2歳の誕生日の前日

2期 平成30年度対象者：平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ
接種できる期間：4月1日～平成31年3月31日

※おたふくかぜにかかったことがある人、おたふくかぜワクチンを2回接種した人はおたふくかぜワクチンを受ける必要はありません。



任意予防接種協力医療機関

平成30年4月現在

医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふく かぜ
たけしたこども 医院	51-0005	○	○
畠中小児科医院	52-6000	○	○
MKクリニック	51-5777	○	○
有馬医院	23-2610	○	○
海老原内科	64-1211	○	○
沖水こども クリニック	27-5656	○	○
仮屋医院	36-0521	○	○
共立医院	22-0213	○	○
久保原田中医院	22-7700	×	○
児玉小児科	25-5570	○	○

※予約の電話をしてから受診してください。

医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふく かぜ
城南 クリニック	26-3662	×	○
富田医院	23-4586	○	○
はしぐち 小児科	24-5500	○	○
原田医院	26-3330	○	○
ふくしま クリニック	46-5001	○	○
早水公園 クリニック	36-6117	○	○
政所医院	58-2171	○	○
柳田 クリニック	22-4862	○	○
山内小児科 医院	22-0048	○	○

【助成内容】

対 象 者：予防接種の接種期間内であり、接種当日、本町に住民票があること

接種場所：任意予防接種協力医療機関(三股町・都城市)で受けてください。

(他の医療機関で接種する場合には助成はありません)

助 成 額：どのワクチンを受けても、各医療機関が定める接種料金がありますので、助成額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。体調不良により診察のみで予防接種ができなかったときは、診察料の負担がある場合があります。予防接種の自己負担、診察のみの自己負担は医療機関により異なります。

【接種前の注意】

接種は体調の良いときに受けることが原則です。気に掛かることがある場合は、医師や健康管理センターへご相談ください。

医療機関に置いてある資料「ロタワクチン・おたふくかぜワクチン接種の前にお読みください」を必ずお読みください。

【接種後の注意】

○接種後30分は医療機関でお子さまの様子を見て、医療機関とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。

○接種後、数日たって異常な症状、気になる症状がみられた場合は、すみやかに医師の診察を受けてください。

○次に受ける別の予防接種までの間隔は27日以上です。

任意予防接種による副反応で、生活に支障が出るような健康被害などが生じた場合には、救済制度があります。気になる症状が発生した場合には、主治医または町健康管理センターへご相談ください。

※お問い合わせは、町健康管理センター ☎：52-8481にお願いします。

保健と福祉（一般）

◆ エクササイズクラブの夜間利用を終了します

町健康管理センターでは、検診ホール内にある運動器具を町内に住民票のある19歳以上の人に無料で開放しています。平成29年度までは、夜間に開放していましたが、夜間の利用は3月までで終了しました。

4月からは昼間のみの開放となります。利用していただいた人にはご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。なお、開放日は月曜～金曜日です。

■ 昼間利用する人は、新たに4月～翌年3月までの1年間の会員登録を行いますので、「エクササイズクラブ登録用紙」を必ず提出してください。

■ 利用できる日程は町健康管理センターにカレンダーが置いてあります。また、町の公式サイトでも確認できます。



※お問い合わせは、
町健康管理センター
☎：52－8481 お願いします。

農林畜産業関連

◆ 5月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みの農業用廃プラスチックは、排出業者（農業者）の責任で適正に処理することが義務付けられています。

☆5月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	5月2日（第1水曜日）・5月16日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時》 ※平成30年度から、回収時間が変更となります。 午後3時までの回収となりますので、ご注意ください。 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしている必要があります。 ①農業を営み、町内に居住していること。 ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）
☎：52－9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

現在、国内外で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師や都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆ 「緑の募金」にご協力ください

緑の募金活動は、森林・みどりへの町民の理解と関心を広めること、そして住民参加による本町の特性を活かしたみどりづくりを目的としています。集まった募金は、学校環境整備や公園、公民館などの緑化推進、みどりの少年団助成などに活用しています。

＜平成29年度の募金額＞ … 130万6,175円

皆様のご協力、誠にありがとうございました。本年度も次のとおり募金活動を実施することになりましたので、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いします。

1. 緑の募金額…1世帯当たり200円

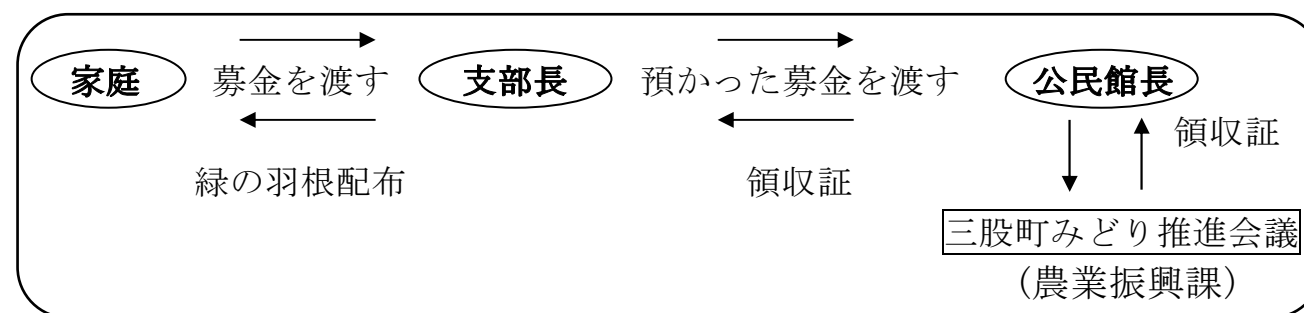
2. 実施方法

- ・各自治公民館の協力を得ながら、家庭募金を主に行う。
- ・各自治公民館長、各支部長を募金協力者とし、各支部ごとの募金とする。

3. 納入方法

各自治公民館単位で募金活動をお願いしていますので、募金を各支部長へ納入ください。

※募金活動のイメージ図



4. 実施する期間…4月下旬～5月31日（木）

※お問い合わせは、
三股町みどりの推進会議事務局（農業振興課 農林整備係）
☎：52-9089 をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	5月7日（月）、5月21日（月）
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	くすめぎ かずあき おおむら た みよし 久寿米木 和明、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52－1112（直通）をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	5月9日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ ばば しんご 栗畑 実余子、馬場 真吾 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52－1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22－0490 をお願いします。



◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	5月15日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどろなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、電話か窓口で直接お申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターと、都城市消費生活センターでは相談を随時受け付けています

町福祉・消費生活相談センターと、都城市消費生活センター（都城市役所本館2階）では、消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

■相談内容

＜消費生活に関する相談＞

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

＜福祉に関する相談＞

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日 = 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

■時 間 = 午前9時～正午、午後1時～4時



※お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
をお願いします。